**平成２８年（フ）第１６０号**
奈良県大和郡山市稗田町476番地　県住10―304
破産者　三井登貴美
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

**平成２８年（フ）第１２号**
鳥取県米子市中島２丁目２番50号
破産者　内村　正和
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２８年（フ）第９号**
高知県高知市札場12番３号　ジュピター101号、旧住所徳島市北沖洲１丁目９番４－８号・徳島市北沖洲１丁目14番26号
破産者　中村　吉範
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第１０号**
徳島県徳島市北沖洲１丁目９番４－８号、旧住所徳島県徳島市北沖洲１丁目14番26号
破産者　中村　邦江
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第５８号**
香川県高松市庵治町714番地15
破産者　額田　誉一
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２８年（フ）第１２８号**
香川県高松市檀紙町1729番地１　グラスランドレジデンスＤ－102
破産者　正木　　潤
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２８年（フ）第８７号**
福岡県久留米市津福今町425番地１　津留崎ビル31号、開始決定時の住所佐賀市高木瀬東３丁目13番９号
破産者　松隈　伸秀
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第１０３号**
佐賀県鳥栖市蔵上４丁目109番地　プロスパー六番館103
破産者　大石　靖幸
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第１６６号**
佐賀市本庄町大字本庄983番地３　副島ハイツＢ201、前住所佐賀県武雄市山内町大字宮野633番地４
破産者　都留　國光
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第２８３号**
熊本市西区島崎２丁目29番28号　ハイウッド島崎Ｂ301号室
破産者　古川　智博
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第２１号**
大分県中津市沖代町２丁目４番61号　レオパレスフローリッシュ104
破産者　挽田　佑規
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

**平成２７年（フ）第８１号**
鹿児島県鹿屋市寿４丁目５番７号　グリーンハウス203号
破産者　前田　雄太
1　決定年月日　平成28年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２８年（フ）第３９号**
青森県上北郡野辺地町字大月平24番地28
破産者　二ツ森裕也
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第６４号**
青森県八戸市湊高台５丁目12番３号　ライフピア高台Ｅ号室、開始決定時住所青森県八戸市大字河原木字久保25番地32　ヒューゲルヴィラ201
破産者　川村ユキ子
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２８年（フ）第６９号**
青森県八戸市大字新井田字丑鞍森８番地29、前住所青森県八戸市旭ケ丘４丁目１番地18　パインガーデン105号
破産者　田村　紀明
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２７年（フ）第３８１号**
岩手県八幡平市松尾寄木第１地割505番地127、開始決定時の住所盛岡市本町通１丁目６番33号
破産者　小田島　勝
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２８年（フ）第２３号**
岩手県北上市立花10地割16番地７　メゾン・ド・立花２－Ａ号
破産者　佐藤　幸子
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２８年（フ）第４７号**
岩手県北上市平沢10地割60番地
破産者　小田島久子
1　決定年月日　平成28年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部